

第3節 在来生物の保全

1 希少野生生物等の保全

(1) 生物多様性の現状と課題【自然環境課】

豊かな自然環境を保全し、健全な生態系と生物多様性を確保することは、持続可能な社会を実現していくために重要です。しかしながら、地球規模での生物多様性の衰退が課題となっており、その絶滅のスピードは、過去のどの大量絶滅をも上回っているといわれています。そこで国は、生物多様性基本法に基づき、「生物多様性国家戦略2012-2020」を平成24年9月に策定しました。この戦略では次の事項が挙げられています。

- [1] 愛知目標*1の達成に向けロードマップを提示
国別目標（13目標）と主要行動目標（48目標）を設定
- [2] 2020年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として5つの基本戦略を設定
 - ①生物多様性を社会に浸透させる
 - ②地域における人と自然の関係を見直し、再構築する
 - ③森・里・川・海のつながりを確保する
 - ④地球規模の視野を持って行動する
 - ⑤科学的基盤を強化し、政策に結びつける
- [3] 今後5年間の政府の行動計画として約700の具体的施策を設定

①生物多様性の現状の普及啓発

生物多様性の危機の現状は、本県においても同様で、かつては身近な環境に普通に生息・生育していたメダカやゲンゴロウ、トチカガミやキキョウなどの種が、福井県の絶滅のおそれのある野生動植物に選定され、森林環境のパロメーターであるイヌワシ



イヌワシ（県域絶滅危惧Ⅰ類）

やクマタカなどの希少猛禽類の繁殖成功率の低下がみられます。

県では、このような生物多様性の現状について、これまで実施してきた自然環境保全基礎調査などをはじめとした各種調査の成果を、報告書やホームページ「みどりのデータバンク」を通して公開し、生物多様性の現状とその保全について普及啓発に努めています。

http://midori.eco.ain.pref.fukui.jp/gbank/G_index.html

②レッドデータブックの発行

県では、本県の野生動植物の生息状況を評価し、絶滅のおそれのある種についての現状をとりまとめた「福井県レッドデータブック」を作成しています。平成13年度に「福井県の絶滅のおそれのある野生動物」を平成15年度に「福井県の絶滅のおそれのある野生植物」を発行しましたが、発行後10年を経過したことから、現状を反映した効果的な絶滅危惧種の保全につなげるため、改訂作業を現在進めているところです。

平成26年度に、改訂レッドデータリスト（絶滅のおそれのある種のリスト）を作成しました。リストに掲載された種の総数は、9分類群の合計で、第1版では829種でしたが、新リストでは1,264種となり、435種増加しました。今回のリスト改訂により亜高山帯を新たな対象地域として追加したことにより維管束植物が大きく増加しました。

レッドデータブックの作成と絶滅のおそれの原因を分析することにより、今後の対策に活かしていくこととしています。



オオキンレイカ
（県域絶滅危惧Ⅰ類）

*1愛知目標：2010年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において、2020年または2015年为目标年として生物多様性の損失を止めるために設定された20個の具体的な行動目標。

分野別施策の実施状況
自然と共生する
社会づくりの推進

表1-3-1 福井県レッドデータブック

分類群	県域絶滅		県域絶滅危惧Ⅰ類		県域絶滅危惧Ⅱ類		県域準絶滅危惧		要注目		地域個体群	計	
	第1版	改訂	第1版	改訂	第1版	改訂	第1版	改訂	第1版	改訂	改訂	第1版	改訂
哺乳類	2	2			2	3	4	7	2	2		10	14
鳥類	1	1	21	25	27	17	29	32	11	48	6	89	129
爬虫類			1		3	1		2	4	3		8	6
両生類		1	2	1	1	1	1	4	1	3		5	10
淡水魚類			8	8	17	20	7	4	1	6	1	33	39
昆虫類	2	4	34	35	34	43	34	47	78	129		182	258
陸産貝類	3	3	4	9	16	15	6	6		21		29	54
淡水産貝類	3	1	3	5	5	8	3	5	1	4		15	23
維管束植物	13	20	159	235	130	199	76	119	80	158		458	731
総計	24	32	232	318	235	307	160	226	178	374	7	829	1,264

2 外来生物の駆除

(1) 外来生物の駆除

【自然環境課、地域農業課、医薬食品・衛生課】

外来生物とは、もともとその地域に生息していなかったにもかかわらず、野外に放たれるなどの人間活動によって新たな地域に侵入してきた生物の総称です。現在、日本の野外に生息する海外からやってきた外来生物の種数は、2,000種を超えるといわれ、地域特有の生態系を破壊したり、人体に悪影響を及ぼしたり、農林水産業被害を引き起こすなどのおそれがあります。

そこで、平成17年6月、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」が施行され、これら侵略的な外来生物が特定外来生物に指定されました。

この法律では、特定外来生物を、飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入・野外に放つことなどを原則として禁止し、「入れない」、「捨てない」、「拡げない」の3原則により、侵略的外来生物による被害を防止することとしています。私たちはこれを厳守するのはもちろん、これに違反した場合、内容によっては非常に重い罰則が課せられます。

また、平成27年3月には、環境省、農林水産省、国土交通省により「外来種被害防止行動計画」が策定されるとともに、国内の最新の外来種の定着状況等も踏まえて「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」が公表され防除すべき対象種が明確化されました。今後は、愛知目標の達成に向け、地域住民や行政等が協力して、総合的、効果的に外来種対策を推進していくこととしており、本県においても特

定外来生物等、特に被害が甚大な外来生物を対象に生息、分布状況を把握（表1-3-2、1-3-3）し、地域住民とともに防除対策に取り組んでいます。

外来生物法URL

<http://www.env.go.jp/nature/intro/>

表1-3-2 本県の野外で確認された特定外来生物(16種)

分類群	種名	
植物(6種)	オオフサモ、アレチウリ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、オオカワヂシャ、ボタンウキクサ	
動物	哺乳類(2種)	アライグマ、ヌートリア
	鳥類(2種)	ソウシチョウ、ガビチョウ
	両生類(1種)	ウシガエル
	魚類(3種)	オオクチバス、コクチバス、ブルーギル
	昆虫類(1種)	セアカゴケグモ
	甲殻類(1種)	ウチダザリガニ

表1-3-3 特定外来生物等の分布確認状況

対象種	調査で確認された箇所	
植物	オオキンケイギク	1,958か所(県内全域)
	オオハンゴンソウ	85か所(主に奥越地域)
	アレチウリ	84か所(九頭竜川下流の河川敷)
動物	セイタカアワダチソウ	14,614か所(県内全域)
	アライグマ	85か所(県内全域の社寺(痕跡))
	オオクチバス	77か所(県内のため池)
	ブルーギル	74か所(県内のため池)
	ウシガエル	12か所(県内のため池)
	アメリカザリガニ	66か所(県内のため池)
ウチダザリガニ	1か所(九頭竜湖)	

◆第2部 分野別施策の実施状況

特定外来生物は、平成21年度から23年度に実施された分布調査により、ごく身近に見られる程度にまで増加していることがわかりました。そこで平成25年度に、普及・啓発チラシを作成し、県内全市町へ回覧板による周知を依頼したほか、平成26年3月に「外来生物ハンドブック」を作成し、配布しました。本ハンドブックでは、外来生物の生態や分布状況、駆除方法を掲載しており、地域の外来生物駆除活動に役立てることが出来ます。



外来生物ハンドブック

【オオキンケイギク等外来植物】

オオキンケイギク等の特定外来生物のほか生態系被害防止外来種リストに選定されているセイタカアワダチソウ等の急激な分布拡大に対処するため、県民が一斉に美化運動に取り組む「クリーンアップふくい大作戦」に合わせ、クリーンエリア宣言事業所や、河川敷や道路などを管轄する市町等へ、駆除啓発チラシを配布するほか、ホームページによる広い周知・広報を行っています。



河川敷でのセイタカアワダチソウの駆除活動（小浜市）

【アライグマ】

アライグマによる農業被害、生活環境被害、文化財被害等を防ぐため、県では、平成21年3月に外来生物法に基づく「福井県アライグマ防除実施計画」を策定（平成23年3月変更）し、県、市町、関係団体、住民等が、各役割を分担しながら、生態系からの排除を目指し、効果的な防除を推進しています。

平成21年度からは、アライグマの生態を知り、安全で効率的な捕獲を行えるよう、県と市町が、農林業者や一般住民等を対象に「アライグマ捕獲従事者養成講習会」を開催し、捕獲を中心とする防除対策を進めています。捕獲数は、平成25年度は317頭、平成26年度は251頭となっています。



アライグマ

【ヌートリア】

ヌートリアは昭和51年（1976年）に高浜町で初めて捕獲されて以降、高浜町、おおい町、小浜市へと生息地を拡大しています。平成21年には稲の苗への食害対策として有害捕獲が開始され、以降毎年捕獲が続けられています（H22:33頭、H23:56頭、H24:33頭、H25:36頭、H26:19頭）。県では、平成25年3月に外来生物法に基づく「福井県ヌートリア防除実施計画」を策定し、これに基づき、平成25年度から、農林業者や一般住民等を対象とした「ヌートリア捕獲従事者養成講習会」を開催しています。



ヌートリア

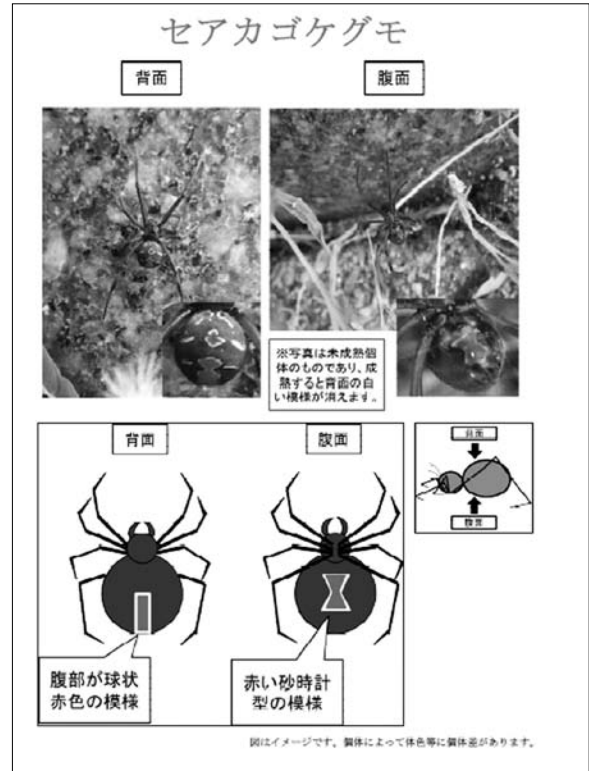
【ウシガエル】

平成23年度からは、絶滅危惧種が多く確認されている若狭町中山のかや田において、県、町、環境保全団体が協働してウシガエルの駆除活動を実施しており、平成25年には10回以上の駆除活動が行われています。

【セアカゴケグモ】

平成26年7月25日に福井市内において、特定外来生物の「セアカゴケグモ」の生息が確認されました。セアカゴケグモは、オーストラリア原産の外来生物で平成7年に大阪府と三重県で初めて確認されました。攻撃的なクモではありませんが、メスには神経毒があり（オスは毒を持っていません）、咬まれた場合、局所の疼痛、熱感程度の症状があり、小児、高齢者等が咬まれると、まれに重症化することがあります。

このため、県では、見つけたら靴で踏みつぶすか、殺虫剤で駆除するほか、万が一咬まれた場合は、咬まれた場所を水で洗って清潔にし、医療機関に相談するよう呼びかけています。



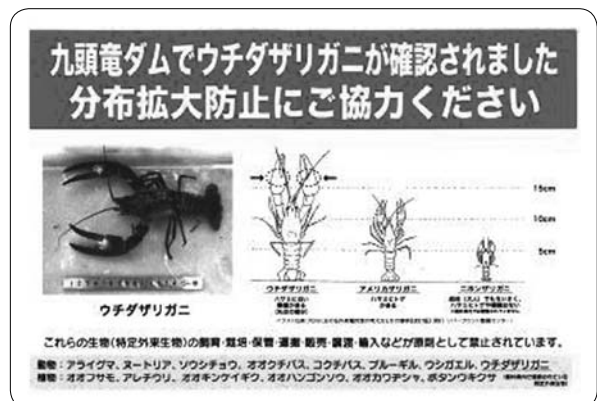
セアカゴケグモの注意喚起のチラシ

【ウチダザリガニ】

平成23年6月、大野市下半原の九頭竜ダム湖で県内では初めてとなる特定外来生物のウチダザリガニが発見されました。

ウチダザリガニは、北米原産の淡水ザリガニの一種で、食用目的で北海道の湖沼に放流され、その後、福島、千葉、長野、滋賀の各県の湖沼や河川で確認されています。

体長は15cm程度になり、魚類、底生生物、水草類などを食べるとされ、食害のほか、繁殖や移動による生息分布の拡大が懸念されています。このため県では、拡散防止を呼びかける看板を設置するなど、注意喚起を行っています。



ウチダザリガニの防除普及啓発の看板

分野別施策の実施状況
自然と共生する社会づくりの推進

◆第2部 分野別施策の実施状況

(2) 外来魚対策【水産課、自然環境課】

外来魚とは、他の地域から持ち込まれた魚の総称ですが、中でもブラックバス（オオクチバス、コクチバス等の総称）とブルーギルは、主に釣りの対象魚として放流されたことにより分布が全国に広がったと考えられています。これらの外来魚は、魚や魚卵を食べ、繁殖力の強さと環境適応力の高さから全国各地で河川・湖の生態系や内水面漁業に大きな悪影響を及ぼすことが懸念されています。本県でも、ブラックバスやブルーギルが三方湖や北潟湖、九頭竜ダム、河川等で確認されています。

県では、内水面漁業調整規則でブラックバスやブルーギル等の移植を禁止するとともに、漁業者による駆除への助成を行ってきました。さらに、外来魚

の実態調査や効率的な駆除方法の確立とそれに基づく漁業者への指導・助言、県民に対する啓発活動を含めた総合的な対策を講じることにより、ブラックバスやブルーギルの撲滅を目指しています。

【オオクチバス・ブルーギル】

平成14年度から三方湖で、平成20年度からはため池で、平成22年度からは九頭竜ダムにおいて外来魚の駆除を実施しています。

地域の住民の意識啓発や地域住民の主体的な防除の拡大にも努め、モデル地区での防除を実施し、効果的な駆除手法を収集しています。

3 有害鳥獣対策の適切な実施

(1) 鳥獣の現況【自然環境課、地域農業課】

本県では、これまでに鳥類317種、陸生哺乳類48種の分布・生息が記録されており、鳥類の約4分の3は渡り鳥となっています。越前町（旧織田町）にある環境省鳥類1級観測ステーションでは、昭和48年から定期的に渡り鳥の標識調査が行われ、日本における渡り鳥研究の上でも重要な役割を果たしています。一方、哺乳類は、本県を連続分布の西限と

するオコジョやニホンカモシカが特徴としてあげられます。

このような野生鳥獣の存在は、本県の自然環境の豊かさを表すバロメーターですが、近年、イノシシやニホンジカなど特定の鳥獣による農林業被害が増大しており、このあつれきをどのようにして解消するかが今後の大きな課題となっています。

(2) 鳥獣保護区等の指定【自然環境課、地域農業課】

県では、鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区、休猟区、特定猟具使用禁止区域および指定猟法禁止区域を指定し、野生鳥獣の適切な保護管理と狩猟の適正化を図っています。これらの指定は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき策定された「第11次福井県鳥獣保護管理事業計画（平成24～28年度）（平成27年5月に現計画名に改題）」に沿って、地元住民など利害関係者の理解を得ながら進めています。

表1-3-4 鳥獣保護区等の指定状況（平成27年3月末）

区 分	箇所数	面 積 (ha)
鳥獣保護区 (うち特別保護地区)	47 (14)	32,785 (1,319)
特定猟具使用禁止区域 (銃)	66	27,599
指定猟法禁止区域	2	363
計	115	60,747 (県土面積の14%)

(3) 狩猟、有害鳥獣捕獲の現況【自然環境課、地域農業課】

① 狩 猟

平成19年4月16日に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」が一部改正され、狩猟免許試験の負担を軽減し、農家の免許取得と自衛を促すために、「網・わな猟免許」が「網猟免許」と「わな猟免許」に区分されました。さらに、平成27年5月29日に同法が改正、施行され、「鳥獣の保護及び管理

並びに狩猟の適正化に関する法律」と改題されるとともに、狩猟が農林水産業や生態系への被害を未然に防止するなど個体数調整の役割も果たしていることを鑑み、将来的な捕獲の担い手の確保も考慮して、わな猟および網猟免許について、取得可能年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げられました。

これを受けて県では、若者へ向けた狩猟免許取得の広報を行うとともに、新規狩猟免許取得者の増加による狩猟事故等の防止のため、関係機関や警察と連携した指導と狩猟期間*1初日のパトロール体制の

強化を引き続き実施しています。

また、狩猟鳥の保護繁殖のため、毎年、人工飼育されたキジを鳥獣保護区等の生息適地に足輪を付けて放鳥しています。

表1-3-5 狩猟免許*2交付状況（平成27年9月末）

免許区分	所持者	H27試験合格者
網 猟	81	3
わ な 猟	1,230	124
第一種銃猟	632	33
第二種銃猟	4	0
計（のべ数）	1,947	160

表1-3-6 狩猟者登録*2証交付状況（平成26年度）

登録区分	県内者	県外者	計
網 猟	6	0	6
わ な 猟	609	42	651
第一種銃猟	467	326	793
第二種銃猟	7	0	7
計	1,089	368	1,457

表1-3-7 狩猟登録者の推移（県外在住者も含む）

H27.11.15現在

免許区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
網 猟	390	7	3	4	7	5	5	4	6	3
わ な 猟		416	410	470	552	587	595	602	651	696
第一種銃猟	1,264	1,208	1,123	1,076	1,040	945	870	811	793	733
第二種銃猟	13	11	10	7	10	7	10	7	7	10
計	1,667	1,642	1,546	1,557	1,609	1,544	1,480	1,424	1,457	1,442

表1-3-8 狩猟者による鳥獣捕獲数（平成26年度）

鳥 類 名	捕 獲 数	対前年度増減
カ モ 類	1,527	149
キ ジ	382	△ 84
ヤマドリ	209	112
そ の 他	533	△ 257
計	2,651	△ 80

獣 類 名	捕 獲 数	対前年度増減
イ ノ シ シ	3,453	507
ニ ホ ン ジ カ	1,277	735
ツ キ ノ ワ グ マ	17	△ 29
そ の 他	31	△ 10
計	4,778	1,203

②鳥獣被害の防止対策

近年、暖冬による積雪量の減少などにより、ニホンジカやイノシシなど野生鳥獣の生息域が拡大しており、農林業に大きな被害を与えています。

野生鳥獣の被害の防止のため、電気柵や追払いなどの被害防除を行うとともに、農林業へ深刻な被害を出している鳥獣については、市町の許可による、迅速かつ適切な有害鳥獣捕獲を行っています。さらに、個体数が増えすぎて農林業や生態系への被害を出している獣類については、第二種特定鳥獣管理計画による個体数調整の実施や、外来獣については防除実施計画により野外からの完全排除を目指し積極的な捕獲を行っています。

この結果、近年のイノシシやニホンジカ、アライグマといった有害獣類の捕獲は急増しています。しかし、農業被害は依然として、高い水準で推移しており、一層の防除対策と捕獲の強化が必要となっています。

平成22年度からは、各農林総合事務所や嶺南振興局に鳥獣害対策推進チームを設け、市町と協力して被害防除と捕獲を適切に組み合わせた総合的な対策を行っています。また、被害地区の組織体制の強化、人づくり、専門家の育成、情報収集分析力の向上、電気柵や捕獲檻の整備拡充、効果的な有害鳥獣捕獲の実施等の総合的な対策を実施しています。

*1狩猟期間：11月15日～翌年2月15日（本県では、ニホンジカとイノシシに限り11月1日から3月15日までとします。

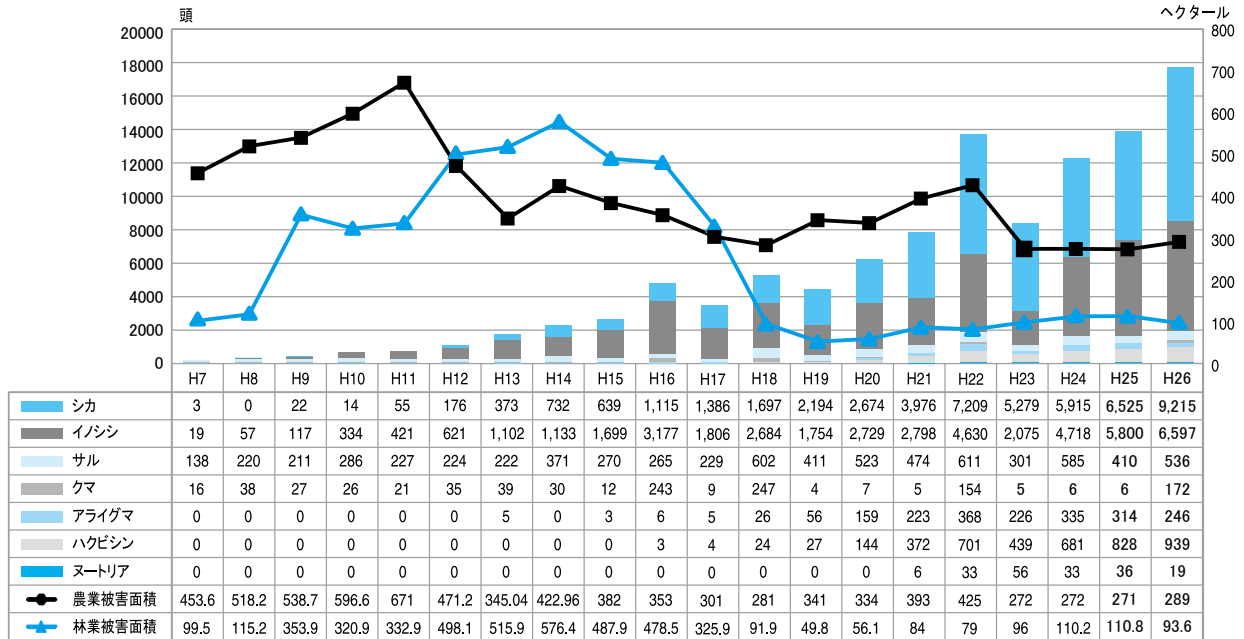
ただし、わな猟および止めさしのための銃に限る。）捕獲できる鳥獣の種類、場所、方法等は法令で細かく規制されています。

*2狩猟免許と狩猟者登録：狩猟をしようとする人は、住所地の都道府県が行う狩猟免許試験に合格し、免許（全国で有効）を取得（3年ごとに更新が必要）し、狩猟をしようとする都道府県で狩猟者登録を毎年行う必要があります。

◆第2部 分野別施策の実施状況

表1-3-9 有害鳥獣捕獲による捕獲頭数と農林業被害面積の推移

※捕獲頭数は年度（4/1～3/31）で被害面積は暦年（1/1～12/31）で集計



(4) 特定鳥獣の保護管理【自然環境課、地域農業課】

ニホンジカやイノシシ等による自然生態系への影響や農林業被害が深刻化する現状を踏まえ、平成27年5月29日の鳥獣法の改正、施行に併せ、これまで福井県が策定していた特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ・イノシシ・ツキノワグマ）を、獣種ごとに保護を目的とした「第一種特定鳥獣保護計画（ツキノワグマ）」と管理を目的とした「第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ・イノシシ）」に位置づけ、引き続き個体数の管理等を進めています。

①ニホンジカ

ニホンジカについては、個体数が著しく増加し、農林業や生態系への被害を発生させていることからシカの計画的な個体数管理を行うため、平成16年9月に「特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）」を策定しました。その後、嶺北地域でも生息密度が上昇し捕獲目標を設定した個体数管理が必要となったことから、平成24年10月に第3期計画（現在、第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）に改題）を策定し、嶺南地域では年間捕獲目標数を8,000頭、嶺北地域でも新たに年間捕獲目標数を1,600頭に設定し、有害捕獲の強化や狩猟規制の緩和等による個体数調整を図っています。平成25年度からは、シカの捕獲技術を普及するため、わなや銃猟の講習会を実施しています。

②イノシシ

平成26年のイノシシによる農作物被害額は114,796千円で、野生鳥獣による農作物被害全体の91%を占めており、農業振興の大きな障害となっています。県では、イノシシ被害の低減を目的に平成22年10月に策定した「特定鳥獣保護管理計画（イノシシ）」（現在、第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）に改題）等に基づき対策を進めています。

③ニホンザル

ニホンザルは、古くから嶺南地方を中心に生息が知られていますが、近年、奥越地域や丹南地域でも出没が増加し、農業被害や生活被害を与えています。このため、平成23年度からは、県全域を対象に、群れの出没状況や被害状況の調査を実施するとともに、住民を対象とした効果的な追払いや防除方法等の講習会を開催しています。県では、これまでの調査により明らかになった情報や対策事例をもとに、「第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）」（平成27年10月策定）に基づき、被害対策を計画的に進めています。

分野別施策の実施状況
自然と共生する
社会づくりの推進

④ツキノワグマ

平成26年度の秋は、山の実りが悪く、平成16・18・22年度に次いで、多くのクマが山里に出没し、人身被害が4件発生しました。県では、「ツキノワグマの捕獲に関する取り扱い指針」（平成16年）、「福井県ツキノワグマ人身被害対応マニュアル」（平成17年）および「ツキノワグマ保護管理計画（平成21年10月策定）」（現在、第一種特定鳥獣保護計画（ツキノワグマ）に改題）に基づき、人身被害防止とツキノワグマの個体群の安定的な維持を行っています。

（5）獣肉の利活用【地域農業課】

県では、鳥獣害対策の一つとして、捕獲したイノシシやシカの獣肉の有効活用を進めています。

捕獲した有害獣の肉を有効に活用することは、処

分費用の軽減や、捕獲に当たる方々のやる気の向上などを通じて、捕獲数の増加につながることから非常に重要なことです。

安全・安心で質の高い獣肉の利用を広めるため、平成22年11月に、野生獣肉の利用に当たって必要な安全管理や品質の確保のための基準や留意事項、処理加工施設に求められる基準などをまとめた「獣肉の安全管理および品質管理に関するガイドライン（イノシシ・シカ）」を策定しました。

また、ジビエ*¹の魅力を広く伝えるため、平成22年度からは、レストランの紹介パンフレットの配布、家庭向けレシピ集の発行、試食会や料理講習会の開催等を行っています。これにより、ジビエ料理の試食数は、平成26年末までに延べ2万5千食を超え、知名度も徐々に高まっています。

分野別施策の
実施状況

自然と共生する
社会づくりの推進

*1ジビエ：ジビエ（gibier）とは、フランス語で野生動物や鳥の狩猟肉のことです。丁寧に加工・調理された新鮮なイノシシやシカの肉は、他にはない味わいや香りを楽しめるだけでなく、高たんぱく・低脂肪で、今注目されている食材の一つです。

◆第2部 分野別施策の実施状況

4 鳥獣保護事業計画の実施【自然環境課、地域農業課】

(1) 野生鳥獣との共存に向けた情報収集

野生鳥獣は、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、バードウォッチングやテレビの映像を通して、人の暮らしに楽しみや潤いを与えています。本県に生息が確認されている哺乳類は36種、鳥類は317種あり、これらは県民の豊かな暮らしを支える大切な財産となっている一方、これらを次世代に引き継ぐことは今を生きる私たちの責務でもあります。

しかし、様々な開発行為や環境の変化により、野生鳥獣をとりまく生態系のバランスが崩れることで、一部の鳥獣が絶滅の危機に瀕する一方、増えすぎた鳥獣が人間生活や生産活動に負の影響をもたらし、様々なあつれきを生じさせています。深刻な農林水産業被害は、その表れの一つといえます。

このような状況から、県では、国内外から季節的に飛来してくる鳥類の生息状況や繁殖状況のモニタリング調査として、「渡り鳥保全調査（昭和52年～）」と「ガンカモ科鳥類生息調査（昭和44年～）」を実施し、本県の豊かな野生鳥獣の生息環境が良好に維持されているかを確認しています。

ツキノワグマについては、繁殖力が弱く、捕獲しすぎると地域的な絶滅につながるおそれがあることから、生息域が連続する近隣府県と協調して、保護管理方針を取り決めるほか、毎年、連絡会を開催し保護管理に必要な情報の共有を図っています。県では、平成17年から3年間にわたり個体群状況（生息個体数推定）調査や、平成17年度から毎年、生息環境（秋の餌となる堅果類の豊凶）調査を行い、その結果をクマの保護や人身被害の防止に役立てています。平成27年10月からは、県内の住民等から市町等

へ寄せられたクマの出没情報の収集および地域住民、農林業者、観光客等への迅速な配信、市町や警察、関係機関との情報共有が可能となるインターネットを使った情報の収集配信システムを再整備しました。これにより、携帯メールを用いたメールマガジンの個人登録者へ出没等情報の提供が新たに可能となり、事故防止対策の強化を図っています。

また、ニホンジカについては、暖冬による降雪量の減少や過疎化による耕作放棄地の増加などから個体数が激増し、農林業被害や森林の下層植生を食べつくすなどの生態系被害が出ています。このため、平成15年度から狩猟者の目撃・捕獲情報を収集するとともに、シカの糞塊密度調査を実施し、生息個体数の推定を行うとともに、個体数指標の増減傾向を見ながら、適切な個体数密度へ誘導する施策を行っています。

さらに、近年、全国的に内水面漁業に深刻な被害を与えているカワウについて、平成19年度から県内10か所のねぐらや営巣地で個体数調査を実施し、増加傾向の把握を行っています。

気候変動など環境の変化に応じて、野生鳥獣の生息数や分布などは常に変化します。こうしたことから、野生鳥獣との共存を図るためには、状況の変化を常にモニタリングし、状況に応じた対策を行っていく必要があります。

県では今後とも、野生鳥獣の情報収集を行い、順応的な対応により人と野生鳥獣との共存を図っていきます。